

茨城社会福祉協議会職員連絡協議会会員規程

第1条 この規程は、本会会則第3条にもとづき、会員に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 会員は、本会会則第3条の資格を有する者で、会費を納入したものとす。

第3条 年間会費の額を決定するときは、理事会の審議を経て、代議員会の議決を受けなければならない。

2 年間会費の額は、別表1のとおりとする。

第4条 会員は、次の場合に会員としての資格を失うものとする。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 本会会則第3条に定める正会員及び準会員が職員でなくなったとき
- (3) 長期にわたり会費を滞納したとき、又は、納入の意思がないと認められたとき

第5条 前条(2)により会員の資格を失った者で、会員在籍期間が20年以上の者に対し、退職記念品を贈呈するものとする。また、弔慰金については、別表2より贈呈するものとする。

2 在籍期間の計算は月単位とし、1月の内1日でも在籍した場合は、1ヶ月在籍したものとみなすものとする。

なお、休職、一時退職などのため会員として在籍しなかった期間は、除くものとする。

3 本条に関わる請求は、事実発生後2ヶ月以内とする。

4 記念品及び弔慰金の額は、別表2のとおりとする。

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月16日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

[別表1]

種 別	会 費 額	備 考
正会員	2,000円	専任職員
準会員	2,000円	事務局長及び派遣職員等
賛助会員	団体 10,000円 個人 1,000円	

[別表2]

在 籍 期 間	退 職 記 念 品
20年以上	10,000円

在 籍 期 間	弔 慰 金
1ヶ月以上	10,000円